



平成 27 年 3 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ
代表者名 代表取締役社長 ホーン・チョン・タ
(コード番号：9704 東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤暢樹
(TEL 03-3436-1860)

社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 17 日付「外部専門家を含む社内調査委員会の設置に関するお知らせ」および平成 27 年 3 月 2 日付「(開示事項の経過報告) 外部専門家を含む社内調査委員会の設置に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成 19 年 7 月にマレーシアで霊園事業の経営権を有するビューティースプリングインターナショナル社(現・連結子会社。以下、BSI社といたします)の株式を取得した際、BSI社の株式価値が適切に評価されなかった可能性について疑義が生じたことを受け、当社と利害関係のない外部専門家を含む社内調査委員会(委員長：渋谷卓司弁護士(西村あさひ法律事務所))を設置し、関連する事実関係の調査を進めてまいりました。

今般、社内調査委員会より調査報告書(以下、本報告書といたします)を受領いたしましたので、別紙にてその全文を公表いたしますとともに、その概要につきまして下記のとおりご報告いたします。(なお、本報告書の別紙全文では、一部を除き取引先名および社内外の個人名について匿名といたしております。)

株主様はじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、本報告書の指摘事項を真摯に受け止め、社内調査委員会からの提言に沿って、再発防止に向けた改善措置を実行し、一日も早い皆様の信頼回復に向け取組む所存です。

記

1. 本報告書の概要

(1) 不適切な価値評価および不適切な会計処理の概要

当社は、本件霊園事業の70%持分を所有するBSI社の全株式を平成19年7月に、本件霊園事業の残り30%持分を平成21年8月にそれぞれ取得しておりますが、BSI社株式の取得時およびそれ以降の株式評価に係る事実関係について調査した結果、平成19年7月の、本件霊園事業に関する70%持分取得当時の計上額124億円が適切な事業評価と認められないこと、および当時採用された会計処理が適切な処理と認められないことから、過年度の会計処理の修正をする必要があると記載されております。

① B S I 社株式の取得原価の修正

平成 19 年 7 月の B S I 社株式の取得原価は取得時においてその価値評価が適切に行われていなかったと認められることから、社内調査委員会が新たに入手した鑑定書に基づき当時の価値評価を行った。その結果、株式譲渡契約書上の対価 124 億円に見合う価値が無かったものと認められたため、平成 19 年 7 月の、B S I 社株式取得時点における本件霊園事業に関する持分 70%の価値約 18 億円まで B S I 社株式の帳簿価額の減額を行う必要がある。

なお、平成 20 年度以降、個別財務諸表において計上された B S I 社株式の減損処理については、その処理を取消す訂正を行う。

② 開発事業等支出金にかかる会計処理の取消

資本連結手続の結果として生じる差額約 121 億円は開発事業等支出金（棚卸資産）として会計処理をしているが、のれんとして会計処理すべきであると考えられることから、連結財務諸表における開発事業等支出金に係る全ての会計処理、すなわち当初計上、原価払出し、減損処理および為替変動処理を取消す訂正を行う。なお、平成 21 年 8 月の、本件霊園事業に関する残り 30%の持分取得時における会計処理についても上記と同様の訂正を行う。

③ のれんの計上

資本連結手続の結果として生じる差額約 121 億円は開発事業等支出金（棚卸資産）として会計処理をしているが、のれんとして会計処理すべきであると考えられることから、連結財務諸表において、社内調査委員会が新たに入手した鑑定書に基づき、平成 19 年 7 月の、B S I 社株式の取得時点における本件霊園事業に関する持分 70%の価値 18 億円までのれんの帳簿価額の減額を行った上で、その後は 20 年間に渡る均等償却を行う。なお、平成 21 年 8 月の、本件霊園事業に関する残り 30%の持分取得時における会計処理についても上記と同様の訂正を行う。

(2) 関係者取引としての不適切な手続きの概要

当社は、平成 19 年 7 月に本件霊園事業の 70%持分を取得するにあたり、ファー・イースト・グローバル・アジア社（以下、F E G A 社という）に対し新株予約権の発行を行い、F E G A 社から得た新株予約権の払込金を本件霊園事業の取得資金に充てておりますが、その背後関係として以下のような実態があったと指摘されております。

- ① 当社に本件霊園事業の 70%持分を譲渡した A 氏は、当社役員の E 氏の古くからのビジネスパートナーであり、F E G A 社の役員でもあるなど、当社と近い関係にある人物であったこと。
- ② A 氏はもともと、F E G A 社が所属するファー・イースト・グループの会長でもある E 氏からの融資で本件霊園事業の持分を取得しており、資金面の拠出主体からすると、本件霊園事業持分の実質的な所有者は当社役員の E 氏であったと言えること。

- ③ 当社が本件霊園事業の70%の持分取得に際し、A氏に支払った本件霊園事業の取得代金は、実際には、A氏がE氏から受けた融資の返済としてE氏関連のSPCに支払われ、最終的にはFEGA社およびE氏に資金が戻るスキームとなっていたこと。

このように上記①から③の実態を前提とすると、実質的には、当社が発行した新株予約権の払込金の拠出者も、その後の払込金の支払先も、いずれもFEGA社ということになり、結局のところ、FEGA社からの払込金の拠出とFEGA社への払込金の支払が相殺され、当社の新株予約権発行に対し、ファー・イースト・グループから、本件霊園事業をもって現物出資がされるのとはほぼ等しい実態であったと言える。現物出資については、日本の会社法上、資本充実責任の面で厳格な規制があるところ、事実上現物出資と同等の効果を生じさせる上記スキームを採用したこと自体、資本充実責任を厳格に果たす上では、本来的に適切さを欠くものと言える。

(3) 不適切な開示事項の概要

BSI社株式取得当時および取得以降の開示において、以下の点に問題があると記載されております。

- ① 上記(2)記載のとおり、当社によるBSI社株式の取得は、実際にはFEGA社の所属するファー・イースト・グループ内部の関係者間での事業の移転に過ぎず、当社が資金提供者と認識していたFEGA社は、実質的には何ら新たに資金を負担することなく、BSI社株式を当社に移すスキームとなっていた。しかし、上記(2)記載の背後関係が社内で共有されていなかったため、当社において、当該事実の開示の要否を検討することもできないまま、実態を反映しないごく形式的な事項のみの開示となってしまった点で問題がある。
- ② BSI社株式取得時および取得以降の有価証券報告書等について、以下の開示内容の誤りが存在するため、訂正が必要である。
- i. 関連当事者との取引に係る注記
 - ii. 連結キャッシュ・フロー計算書注記相違
 - iii. 会計方針に係る注記相違
 - iv. 連結貸借対照表上の科目相違

(4) 本事業発生の原因分析

本件において、長期的な会計処理の訂正を要する事態を生じさせたBSI社株式取得当時の原因として、以下の点が指摘されております。

- ① 上場会社の経営に関する役職員の認識の甘さおよび知識不足
- ② 取締役および取締役会並びに監査役の機能不全

- ③ 会計処理に関する役職員のリテラシーないしスキル不足
- ④ 監査法人への情報開示およびコミュニケーション不足

(5) 再発防止策の提言

上記(4)記載の本件発生原因を踏まえ、以下の再発防止策の実施が有効かつ必要と提言されております。

① 役員の刷新(取締役および取締役会並びに監査役の機能回復)

本件の発生原因として挙げられる、BSI社株式の取得当時の役員の認識・知識に係る問題点については属人的な問題である面も否めないことから、当時からBSI社の株式取得ないし霊園事業の運営に関与していた役員を刷新することは、本件が発生した当時の体制が改められる大きな契機となり得る。

② 社内の牽制態勢の構築

i. 内部監査室の新設

内部監査室を設置して定期的に業務監査を実施することは、役員による業務執行に対する社内的な牽制を強化し、組織的なコントロール体制を確立するうえで有効であり、有効な再発防止策であると言える。

ii. 海外事業担当社員の常設

継続的に海外事業の状況をモニターする担当社員を常設することにより、社内から業務執行の状況を常に把握しておくことができ、海外事業の現地から直接に必要な情報を集められるようになり、執行部門による海外事業への監視もより容易になることが期待できる。

③ 経理担当社員の人員体制の拡充

会社全体として一体的な財務・経理部門のチーム構成とすること等により、適正な会計処理に係る経験や知識の一体的な蓄積が意識的に推進され、財務・経理部門の人員の拡充にもつなげていくことが、再発防止の観点からも重要であると言える。

④ 役職員の各種研修への参加による知識の蓄積

上場会社の経営全般や会計処理に関する知識を補うために、各種会計処理や海外事業展開に係るテーマの外部研修への参加を通じて、海外事業を含む事業経営、適正な会計処理に関する知識の底上げを図ることが肝要である。

⑤ 監査法人への十分な情報提供とコミュニケーションの確保

今後は、監査法人に対して、然るべき範囲の情報を漏れなく提供したうえで相談し判断を仰ぐ

ことの重要性を財務・経理部門を中心に社内全体で周知・徹底していくとともに、財務・経理部門のみならず、役員と監査法人との間での双方向のコミュニケーションを意識して進めることに努めていくべきである。

2. 今回の訂正に伴う過年度業績への影響

今回の不適切な会計処理等が平成26年12月期第3四半期までにおける当社連結財務諸表に与える影響額の累計（見込み）は以下のとおりであります。

連結貸借対照表に与える影響額累計（見込み）（約△47億円）

- ・ B S I 株式の取得原価の修正（平成19年12月期 約△106億円）
- ・ 開発事業等支出金に係る会計処理（原価払出し、減損処理、為替変動処理）の取消およびそれに代わり計上すべきのれんの償却（平成19年12月期～平成26年第3四半期 約+59億円）

また、連結損益計算書に与える影響額につきましては、現在精査中です。

なお、上記記載の各数値につきましては、現時点において判明している速報値であり、今後、訂正有価証券報告書等の監査手続きの過程で、その金額は変動する可能性があります。金額の詳細につきましては、確定次第改めて開示いたします。

3. 当社の今後の対応について

当社は、本報告書の内容を踏まえ、以下のとおり過年度決算の訂正を行う予定です。本報告書による指摘事項を踏まえた訂正有価証券報告書等の提出および訂正決算短信の開示時期につきましては、会計監査人による監査を経て、できるかぎり速やかに開示いたします。また、平成26年12月期の有価証券報告書につきましては、本日開催の取締役会において、関東財務局に対し、当該有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議いたしております。その詳細につきましては、本日開示いたしました「平成26年12月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出決議のお知らせ」をご参照ください。

(1) 訂正報告書

訂正有価証券報告書	第70期		(平成19年1月1日～平成19年12月31日)
訂正半期報告書	第71期	中間	(平成20年1月1日～平成20年6月30日)
訂正有価証券報告書	第71期		(平成20年1月1日～平成20年12月31日)
訂正四半期報告書	第72期	第1四半期	(平成21年1月1日～平成21年3月31日)
訂正四半期報告書	第72期	第2四半期	(平成21年4月1日～平成21年6月30日)
訂正四半期報告書	第72期	第3四半期	(平成21年7月1日～平成21年9月30日)
訂正有価証券報告書	第72期		(平成21年1月1日～平成21年12月31日)
訂正四半期報告書	第73期	第1四半期	(平成22年1月1日～平成22年3月31日)
訂正四半期報告書	第73期	第2四半期	(平成22年4月1日～平成22年6月30日)
訂正四半期報告書	第73期	第3四半期	(平成22年7月1日～平成22年9月30日)

訂正有価証券報告書	第73期		(平成22年1月1日～平成22年12月31日)
訂正四半期報告書	第74期	第1四半期	(平成23年1月1日～平成23年3月31日)
訂正四半期報告書	第74期	第2四半期	(平成23年4月1日～平成23年6月30日)
訂正四半期報告書	第74期	第3四半期	(平成23年7月1日～平成23年9月30日)
訂正有価証券報告書	第74期		(平成23年1月1日～平成23年12月31日)
訂正四半期報告書	第75期	第1四半期	(平成24年1月1日～平成24年3月31日)
訂正四半期報告書	第75期	第2四半期	(平成24年4月1日～平成24年6月30日)
訂正四半期報告書	第75期	第3四半期	(平成24年7月1日～平成24年9月30日)
訂正有価証券報告書	第75期		(平成24年1月1日～平成24年12月31日)
訂正四半期報告書	第76期	第1四半期	(平成25年1月1日～平成25年3月31日)
訂正四半期報告書	第76期	第2四半期	(平成25年4月1日～平成25年6月30日)
訂正四半期報告書	第76期	第3四半期	(平成25年7月1日～平成25年9月30日)
訂正有価証券報告書	第76期		(平成25年1月1日～平成25年12月31日)
訂正四半期報告書	第77期	第1四半期	(平成26年1月1日～平成26年3月31日)
訂正四半期報告書	第77期	第2四半期	(平成26年4月1日～平成26年6月30日)
訂正四半期報告書	第77期	第3四半期	(平成26年7月1日～平成26年9月30日)

(2) 訂正を行う決算短信等

平成19年12月期	決算短信
平成20年12月期	中間決算短信
平成20年12月期	決算短信
平成21年12月期	第1四半期決算短信
平成21年12月期	第2四半期決算短信
平成21年12月期	第3四半期決算短信
平成21年12月期	決算短信
平成22年12月期	第1四半期決算短信
平成22年12月期	第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成22年12月期	第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成22年12月期	決算短信
平成23年12月期	第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成23年12月期	第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成23年12月期	第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成23年12月期	決算短信〔日本基準〕(連結)
平成24年12月期	第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成24年12月期	第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)
平成24年12月期	第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成 24 年 12 月期	決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 25 年 12 月期	第 1 四半期決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 25 年 12 月期	第 2 四半期決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 25 年 12 月期	第 3 四半期決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 25 年 12 月期	決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 26 年 12 月期	第 1 四半期決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 26 年 12 月期	第 2 四半期決算短信	〔日本基準〕 (連結)
平成 26 年 12 月期	第 3 四半期決算短信	〔日本基準〕 (連結)

4. 経営責任と経営陣の刷新

当社は上場会社としての責任を厳粛に受け止め、本件の経営責任を明確にするため、以下のとおり役員の変動を行うことといたしました。本件変動につきましては、平成 27 年 3 月 3 日開催の取締役会において決議しており、その詳細については平成 27 年 3 月 3 日付「代表取締役社長および役員の変動に関するお知らせ」で開示しております。なお、本件変動に係る決議および開示につきましては、平成 27 年 3 月 2 日までの社内調査委員会の調査状況に鑑み、本報告書記載の社内調査委員会からの再発防止策に係る提言を、事前に反映したものとしております。

(1) 代表取締役社長の異動

平成 27 年 3 月 3 日開催の取締役会にて、代表取締役社長のホーン・チョン・タより、現在の兼職の状況を勘案すると、本件に関し今後必要とされる改善措置を迅速かつ確実に実行するという代表者の職責を全うするのは困難との理由で、代表権を返上したい旨申し出があったため、平成 27 年 3 月 31 日開催予定の第 77 回定時株主総会をもって、代表権を有さない取締役に選任の予定です。

(2) その他役員の変動

以下の取締役および監査役につきましては、平成 27 年 3 月 31 日開催予定の第 77 回定時株主総会終結の時をもって、退任の予定です。

取締役会長	デビッド・チュウ
取締役	クレイグ・ウイリアムズ
監査役	ホー・ウィン・イ、マグダレーヌ

5. 再発防止策

当社は、本報告書の指摘事項を真摯に受け止め、社内調査委員会からの提言に沿って、以下の再発防止に向けた改善措置を取る所存です。また、追加的に、本報告書において指摘されている問題点の是正および再発防止策の具体的内容が固まり次第速やかに開示いたします。

(1) 内部監査室の設置

専従の内部監査担当を置く内部監査室を新設し、計画的かつ効率的な業務監査を実施し、事後的な検証機能を強化いたします。

(2) 海外事業担当社員の常設

言語的障壁等で海外事業に関する情報共有が不完全にならないよう、海外事業専従の担当社員を配置し、海外事業の継続的モニタリングを行います。

(3) 財務・経理部門の質的・量的拡充

現在、グループ各社において地理的・機能的に分散処理している財務・経理部門については、レポートラインを整理し、再編統合を含む組織改正を実施するとともに、会計処理に関わる業務プロセスを横断的に見直します。

(4) 役職員への職業的専門教育の実施

上記(3)に関連し、財務・経理部門に従事する役職員について、その職責に応じた外部研修の計画的な受講を実施します。

以 上